

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日(月)午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
"	3番	上野	育夫
"	4番	平野	昭代
"	6番	村上	幸記
"	7番	長野	昌治
"	8番	齋藤	典夫
"	9番	野田	隆一
"	10番	城	英夫
"	11番	青木	恵夫
"	12番	岡田	政広
"	13番	坂口	正子

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範行

次長 竹田 直広

主幹 上村 恭子

事務局長 それでは、ただいまより令和5年9月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（福島求仁子君） 朝夕は本当に涼しくなってきましたけれども、日中の暑さはまだまだいうところで、農作業のそうですねなかなか集まらないところはあるかと思えますけれども、お体にだけは気をつけて頑張っていたいただければと思います。先日直売所の方に行きましたら、子供たちがですね、現場の方で働く皆さんの中で一緒に頑張る姿をですね、学んでいただいているようなんですけれども、ある農家の方が「ここはクーラーが入るとるけんよかね。でも農業の方に研修に来た子たちは大変だよ。」みたいなことをおっしゃって、大体どのくらいの子供たちが、農家の実習に入っていたのかになって少し気になったところでしたけれども、農家の大変さも解りながら将来のですね、担い手として頑張っていけるような子が育ってくればいいなと思ったところでした。それからこの1か月の動きなんですけれども、前回ですね、県の方の担い手最適化推進大会の方にご出席いただきましてありがとうございます。県内全てからですね、県立劇場の方にお集まりいただいて、素晴らしい報告を聞かせていただきました。特に長野市の農業委員会会長の青木さんの発表は、すごく皆さん感動されたのではないかなと、ここまでやれる農業委員の方がいらっしゃるというのは素晴らしいなというふうに思ったところです。最後の方に書いてありましたけれども、全てを頑張るのではなくて、少しずつ一歩ずつ地域の中で頑張っていけるようにということで一言書いてありましたけれども、そういう一歩ずつをみんなで実践できたらいいなと思っております。それから遊休農地の方のパトロールはお済になったかと思えますけれども、本当にあの暑い中で各地域のですね、遊休農地の方に周っていただきましてありがとうございます。特にですねもう本当に復旧しないんじゃないかっていうようなところもかなりたくさんあったかと思うんですけれども、現実的にしっかり見つめなおしてですね、それぞれ検討していければいいかなと思っております。今日までが書類の提出期限になっていたかと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。本日も総会の方よろしく申し上げます。

事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、農業委員14名全員の委員さんがお揃いでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- - - - -

議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

- - - - -
議長（福嶋求仁子君） それでは、3.の議事に入ります。

議事録署名者につきましては、9番 野田委員、10番 城委員を指名しますのでよろしくお願ひいたします。

- - - - -
議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番 平山委員 2番 清原委員 3番 上野委員 5番 高島委員 10番 城委員 11番 青木委員以上6名の委員さん方へ適宜意見をお伺ひしますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○**議長（福嶋求仁子君）** それでは、議案に入ります。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○**事務局** それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用です。議案書別紙の3ページをお願いします。図面中央の赤枠点線部分が開発区域で太枠斜線部分が番号1の申請地で、国府高校第2グラウンドの南側で、陸上自衛隊北熊本自動車教習所の北側に位置する農地です。次の4ページが申請地の現況です。5ページが配置図です。申請者は個人で、隣地が分譲地として開発工事を行う際に用地交渉があり、建っていた家屋を解体することになったため、隣接する農地と一体利用し、新たに家屋を建て直す計画です。6ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の7ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりには申請地のみとなることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○**3番（上野委員）** それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午前、私と山崎推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地には農地は接しておらず、敷地の周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意することです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○議長（福嶋求仁子君） はい、齋藤委員

○8番（齋藤典夫君） 別紙の4を写真で見ると、地目は畑なんですけど畑に見えますかね？

○議長（福嶋求仁子君） 事務局のほうからよろしいでしょうか。

○事務局 別の開発工事と併せて造成をされたみたいですが、多少砂利が混ざっていますが土のままということで問題ないと判断しました。

○8番（齋藤典夫君） 先に開発工事を行う業者から今回の農地も一緒に転用申請はなかったのですか。これまでこういう場合は始末書を取っていたかと思うのですが。

○事務局 今回の農地は耕作できないとまでは言えないと判断したため始末書までは求めておりません。

○3番（上野育夫君） ここの現地は地主の方から家の前の家庭菜園として使っていて、今回家を壊した際に砂利が混ざってしまったと伺っています。

○議長（福嶋求仁子君） 写真で見た感じだと始末書は取っておいたほうが良かったと思います。始末書を取ったうえでの判断になるかと思いますが。平野委員はどのように思われますか。

○4番（平野昭代君） 本来であるならば造成に入る前に申請すべきであり今回は始末書をつけていただいたほうが良いと思います。

○議長（福嶋求仁子君） そのほか、皆さんからご意見ございますか？

○議長（福嶋求仁子君） それではご指摘がありましたので、始末書を出されて上で許可を出すということによろしいでしょうか？

（異議なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よっ

て、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は農業協同組合支所への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の8ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、合志市役所の南に位置する農地です。次の9ページが申請地の現況です。

10ページが配置図です。申請者は農業生産の振興を主として、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行う法人で、当該申請地を売買により取得し、平成28年度の熊本地震による建物への損傷があることから、合志中央支所を現在の場所から移転する計画です。11ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の12ページにお示ししておりますとおり、申請地は令和5年9月6日付けで農振農用地から除外され、市役所から約200mしか離れていない農地でありますことから、農地区分は「概ね300m以内に役所等が存在する農地」に該当するため、第3種農地となります。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午前、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側が農地に接していますが、鍬止ブロックで土砂等の流出防止に努め、敷地には浸透井戸が4基整備され雨水等の排水の対策も考えられているため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号

1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の赤枠点線部分が開発区域で太枠斜線部分が番号2の申請地で、野々島学園の北側にあり、県道熊本菊鹿線の西に位置する農地です。次の14ページが申請地の現況です。15ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地12区画を整備する計画です。16ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、申請地は約2.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の5番 高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（高島一久君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲は道路及び水路に接しており、農地には接しておりません。周囲には擁壁等を設置し土砂流出に留意すること、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の18ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地で、合生文化会館の北西に位置する農地です。19ページが申請地の現況です。20ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、個人住宅を建築する計画です。21ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の22ページにお示ししておりますとおり、申請地は農地の広がり申請地のみとなっておりますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午前、私と谷山推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地に農地は接しておらず、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し土砂等の流出防止に努めるとのことだったため、特段心配はないかと思います。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は駐車場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央上側の太枠斜線部分が所有権移転番号4の申請地で、高木区公民館の北側、泗水バイパスの東に位置する農地です。24ページが申請地の現況です。25ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、菊池市泗水町にアパートを建設する予定で、道路を挟んで南側の当該申請地を売買により取得し、アパート敷地内では確保できない不足分の駐車場を整備する計画です。26ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の27ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午前、私と鈴木推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は、農地には接しておらず、砂利敷きし雨水は浸透させ、北側の道路は菊池市の市道になりますが、側溝に土砂等が流出しないように努めるとのことだったため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○**議長(福嶋求仁子君)** 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号5につきまして事務局に説明を求めます。

○**事務局** それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。議案書別紙の28ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、御代志市民センターの南東側にあり、国道387号線の西に位置する農地です。

次の29ページが申請地の現況です。次の30ページが配置図です。申請者は個人で、売買により取得し、個人住宅を建築する計画です。31ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の32ページにお示ししておりますとおり、申請地は御代志市民センター内の支所から約300mしか離れていない農地でありますことから、農地区分は「概ね300m以内に役所等が存在する農地」に該当するため、第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○**1番(平山和敬君)** それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午後、私と内平委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側が農地に接しており、コンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5は原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋求仁子君) 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用貸借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、親子間における使用貸借権設定です。議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央の赤枠点線部分が開発区域で太枠斜線部分が使用貸借権設定番号1の申請地で、御代志市民センターの西側に位置する農地です。次の34ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部が、既に砂利敷きされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりまして、耕作が出来なくなってから砂利を敷き物置を置いていたとのこと。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省されています。次の35ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借により父より借受け、個人住宅を建設する計画です。36ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の37ページにお示ししておりますとおり、申請地は御代志市民センター内の支所から約237mしか離れていない農地でありますことから、農地区分は「概ね300m以内に役所等が存在する農地」に該当するため、第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(平山委員) それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午後、私と内平委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側に農地が接しておりますが、既設のコンクリートブロックも設置されており土砂流出に留意しているため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○**議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用貸借権設定番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○**事務局** それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、親子間における使用貸借権設定です。議案書別紙の38ページをお願いします。図面中央上側の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号2の申請地で、御代志市民センターの北側に位置する農地です。

次の39ページが申請地の現況です。次の40ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借により母より借受け、個人住宅を建設する計画です。41ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の42ページにお示ししておりますとおり、申請地は南側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である西合志中学校及び公共施設である御代志市民センターが存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○**1番（平山和敬君）** それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年8月30日の午後、私と内平委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側と西側に農地が接していますが、

コンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。隣接する農地の所有者は譲渡人と同じですが、今後除草し、適正に管理していくとのことでした。皆様のご審議をよろしく願います。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります。農業委員2番清原委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書4ページをお開きください。第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の5ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の9月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の6ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

詳しい内容につきましては、9ページ10ページをご覧ください。次に7ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は15,455㎡です。次の8ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は5件です。1番から3番までが再設定です。4番から5番までが新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、水稻 5年 15,000円（5筆）

番号 2、賃借権、水稻 5年 15,000円

番号 3、賃借権、野菜 5年 11,000円

番号 4、賃借権、ごぼう 10年 20,000円

番号 5、賃借権、じゃがいも 1年 15,000円(3筆)

中間管理機構を通じた貸し借り、再配分と一括方式について説明いたします。議案書11ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。次に利用券設定(中間管理機構)【再配分】の番号1番の内容を説明いたします。番号1は賃借権です。利用内容は水田です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、18,000円です。利用権設定(中間管理機構)【一括方式】の番号1番の内容を説明いたします。番号1番は賃借権です。利用内容は普通畑と水田です。利用期間は10年、10a当りの賃借料は、12,000円～18,000円です。全部で3筆あります。ご確認ください。次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。次の9ページ10ページは、6ページ利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。最後に農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は1件271㎡でございます。内契約予定件数が1件271㎡でございます。今回の1件は次の契約が予定されております。これで第3号議案の説明を終わります。

議長(福嶋求仁子君) ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか?

(「ありません」の声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋求仁子君) 続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書11ページをお開きください。贈与希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。続けて申請地の場所ですが、12ページになります。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、上生川の西側、熊本市との境界近くに位置する農地です。あっせん申し出の理由としましては、これまで夫婦で耕作をしていたが高齢となり農作業が困難になった為どなたかに贈与したいとの申し出です。現在耕作中の作物を収穫したのち引き渡しを行いたいとのこと

です。あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります村上委員、推進委員をお願いします。

続きまして議案書11ページをご覧ください。賃借権希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。申請地の場所が議案書13ページになります。ユーパレス弁天の西側にあります太枠斜線部分です。あっせん申出の理由としましては、これまでの耕作者が別の畑に移られたため新たな耕作者を探して欲しいとのこと。あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります村上委員、大島推進委員をお願いします。事務局からの説明は以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦労でございますがよろしくお願ひいたします。

議長（福嶋求仁子君） 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたります慎重審議有難うございました。

以上を持ちまして、「令和5年9月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。

皆さん大変お疲れ様でございました。

閉 会 午後2時20分